

平取町防災拠点型庁舎整備基本構想策定業務委託 仕様書

1 業務名

平取町防災拠点型庁舎整備基本構想策定業務（以下、「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、平取町（以下、「発注者」という。）の役場庁舎やその他の施設（以下、「庁舎等」という。）を防災拠点型の複合施設として整備するにあたり、現状と課題、新庁舎整備の必要性・考え方、基本方針、求められる機能など、基本構想の策定に関する支援の業務を行うことを目的とする。

3 業務の期間

契約締結の日から令和8年3月25日まで

4 業務実施の留意点

- （1）受託者は、業務の実施にあたり、本仕様書に基づくとともに関係法令等を遵守すること。
- （2）受託者は、業務の実施に当たって発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- （3）受託者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- （4）受託者は、自らの組織の中から、管理技術者を選任し、発注者に通知すること。
- （5）受託者は、本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者に再委託承諾願を提出し、承諾を得ること。
- （6）受託者は、業務中に知り得た内容等について、第三者にその情報を漏らしてはならない。
- （7）受託者は、業務実施に当たって、平取町庁舎等整備庁内検討委員会等の意見を踏まえ、調査、検討の上進めること。
- （8）業務の実施に関し、疑義が生じた場合には速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- （9）当町の各種計画や報告書との整合性を図ること。
 - ・第7次平取町総合計画
 - ・平取町地域防災計画
 - ・平取町公共施設等総合管理計画
 - ・平取町本町市街地グランドデザイン計画
 - ・平取町地球温暖化対策実行計画
 - ・平取町強靱化計画

5 業務内容

- （1）受託者は、「4 業務の実施（9）」に示す各計画との整合性を図りながら構想の策定を行うこと。
 - ア 新庁舎整備の必要性・考え方、基本方針、求められる機能の検討
 - イ 新庁舎整備候補地の選定の背景、検討経過と現況についての整理
 - ウ 既存施設（ふれあいセンターびらとり）活用の場合の検討
 - エ 概算事業費の算出
 - オ 防災拠点としての機能

- カ 平取町役場庁舎、町民体育館、平取消防署庁舎の集約化の検討
- キ 整備による本町市街地の活性化の検討
- ク 環境負荷低減方策・再生可能エネルギー導入の検討
- ケ ZEBやZEHの実現のための検討
- コ ライフサイクルコストの検討
- サ 財源等の検討

(2) その他

- ア 発注者の指示により平取町議会審議に必要な資料を作成すること。
- イ 業務内容は概要を示したものであり、業務の実施に当たっては発注者と十分打合せを行うこと。

6 業務の着手

- (1) 受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成の上、発注者の承認を得ること。
- (2) 業務計画書には次の事項を記載すること。

- ア 検討業務内容
- イ 業務遂行方針
- ウ 業務詳細工程
- エ 業務実施体制及び組織図
- オ 担当技術者一覧及び経歴書(協力企業等含む)

7 打合せ及び記録

本業務を適正かつ円滑に実施するために、発注者と受注者は常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を行うものとし、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認するものとする。

8 成果品

受注者は、次に掲げる成果品を提出するものとする。

- (1) 「基本構想」の本編及び概要版 各 50 冊
- (2) 前各号のデータを次に掲げる形式で電子媒体に保存し、委託名を印刷して提出すること。
また、製本した成果品の体裁を PDF 形式に整理・変換したファイルも合わせて提出すること。

- ア 文書等 Microsoft Office Word 及び Power Point 形式
- イ 表及びグラフ Microsoft Office Excel 及び Power Point 形式
- ウ 写真 Jpeg 形式
- エ 図面データ・・・JWW 形式

- (3) 電子媒体（CD-R 又は DVD-R）

9 引渡し前における成果品の使用等

履行期間途中においても、受注者がこれに承諾した場合は、発注者は成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。

10 適用基準等 適用基準等は、次によるものとする。（最新版）

特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

- (1) 官庁施設の基本的性能基準
- (2) 官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領

- (3) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- (4) 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- (5) 官庁施設の環境保全性基準
- (6) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- (7) 官庁施設の防犯に関する基準
- (8) 建築設計基準
- (9) 建築構造設計基準
- (10) 構内舗装・排水設計基準
- (11) 建築設備計画基準
- (12) 建築設備設計基準
- (13) 建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）
- (14) 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- (15) 官庁施設における雪冷房システム計画指針
- (16) 地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き
- (17) 建築物のライフサイクルコスト評価用データ集（公益社団法人ロングライフビル推進協会）
- (18) 新・LC設計の考え方（同上）
- (19) 建築のライフサイクルと維持保全（同上）
- (20) 特殊建築物等定期調査業務基準（（一財）日本建築防災協会）

11 成果品に係る著作権等

- (1) 受注者は、本業務に係る成果品、資料等の所有権及び著作権は全て成果品の引渡し時に発注者に譲渡するものとする。
- (2) 受注者は、発注者の承諾を得ることなく成果品等の内容を公表してはならない。
- (3) 受注者は、著作権法第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。
- (4) 受注者は、発注者に引き渡した成果品の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを保証するとともに、第三者の有する著作権等を侵害した場合は、その損害を補償し、必要な措置を講じなければならない。
- (5) 受注者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

12 その他

- (1) 個人情報の取扱いについては、平取町個人情報保護法施行条例を遵守しなければならない。
- (2) 本業務の履行に当たり、地方自治法、地方自治法施行令、当町条例・規則等の関係法令を遵守しなければならない。
- (3) 本業務で作成した資料は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく、公表、貸与又は複写してはならない。
- (4) 本業務に必要な書籍等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- (5) 受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利対象である履行方法を発注者が指定した場合、その履行方法の使用につ

いて発注者と協議しなければならない。

(7) この仕様書に定めのない事項については、その都度発注者、受注者協議の上、決定するものとする。

13 担当部局

〒055-0192 沙流郡平取町本町28番地

平取町総務課総務係（庁舎整備基本構想策定担当）